

icvインターネット運営規定

icvインターネットとは、井原放送株式会社(以下「当社」という)が、当社のCATV設備を介して行うインターネットへの接続サービスです。

icvインターネットは光アクセス回線を使用する光アクセスインターネット接続サービスです。

1. 加入契約

加入契約のお申し込みをされる場合は「井原放送サービス申込書」の所要事項を記入捺印して、当社にご提出願います。

2. 新規加入工事料

基本工事料は、16,500円(税込)です。但し、ご家庭内の状況により機器の追加又は、取り替え工事が必要な場合があります。その場合実費を追加していただきます。当社ケーブルテレビに加入が無くインターネットのみ加入の場合は基本工事料として27,500円(税込)をいただきます。インターネットのみ加入の後テレビに加入する場合テレビの新規加入工事料をいただきます。テレビ休止中に休止のままインターネットに加入する場合インターネットのみ加入に準じます。

3. 利用料

インターネット接続サービス料金には、次の品目があります。(価格はすべて税込)

光アクセスインターネット接続サービス		
icv ネット 10 基本利用料 3,300 円	下り 10Mbps 上り 10Mbps	基本メールアドレス 1個、メール保存領域 2GB、メールウイルスチェックが付帯
icv ネット 100 基本利用料 4,400 円	下り 100Mbps 上り 100Mbps	
icv ネット 1G 基本利用料 5,500 円	下り 1Gbps 上り 1Gbps	

4. 貸出機器及び接続工事

当社は、加入者に対して光モデムを貸し出します。又当社の標準仕様・工法で宅内の配線工事、光モデムの取り付け工事を行います。光モデムとパソコンなどの接続は、加入者にてお願いします。光モデムは、当社の承諾なしに設置場所の変更をすることはできません。加入者は、善良なる注意を持って光モデムを管理していただきます。移動、取り外し、分解または損壊行為を行わないでください。光モデムに故障が生じた場合は、その旨を当社に速やかにご連絡下さい。故障原因調査の結果、加入者の責によるものと判断された場合は、加入者にて修理または代替費用などをご負担いただきます。

5. 利用の制限

CATV設備の保守、工事、障害などやむを得ない事由があるとき、または天災地変その他の非常事態が発生しもしくは、発生の恐れがあるときにおいては、一方的にインターネットへの接続を制限または中止させていただくことがあります。また当社は、それによって加入者または第三者に生じたあらゆる損害を賠償する責を負いかねますので、あらかじめご了承願います。当社の裁量により加入契約を中止させていただき、光モデムを回収する事もありますのでご了承願います。

6. 禁止事項

以下の行為を禁止いたします。

- ① 当社または他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- ② わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為。
- ③ 他者を差別もしくは誹謗中傷しまたはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ④ 他者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ⑤ 公序良俗に反する行為。
- ⑥ 犯罪行為及びそれに結びつく行為。その他法令に違反し、又は違反するおそれのある行為。

- ⑦ 当社のインターネット接続サービスの運営を妨げる行為。

7. 当社の免責事項

以下に示す損害を賠償する責を負いません。

加入者の電子機器自体に起因する機能の損傷、紛失、損害。加入者が禁止事項に違反した場合に発生するあらゆる損害。また、インターネット接続により他の加入者あるいは第三者から禁止事項に違反した行為を受けた場合に発生するあらゆる損害。

8. 移転工事

既設備を当社インターネット施設地域内へ移転される場合の移転工事料は11,000円(税込)です。

移転先の状況等により移転工事料のほか別途実費を追加いただく場合があります。

9. 設備変更

既設備を変更される場合は、当社までお申し出ください。この場合、設備変更に要する実費をいただきます。

10. 休止

インターネットサービスを休止される場合は、所定の届け出用紙に所定事項をご記入下さい。この場合休止期間中、月額550円(税込)をいただきます。

10.1. 名義変更

インターネットサービスの名義変更はできません。ただし、同一家庭内にあるときには、この限りではありません。

10.2. 解約

インターネットサービスを解約される場合は、当社所定の書面に必要事項をご記入の上、お申し出ください。別途、光モデムの取り外し工事にお伺い致します。

10.3. 最低利用期間

最低利用期間を開通日の翌月から12ヶ月とし、最低利用期間内に契約の解除があった場合、1月当たりの利用料金相当額を一括してお支払い頂きます。

10.4. 附則

- ① 自己の加入している設備を他人に使用させることはできません。
- ② 加入工事料、利用料など料金は、物価の変動により改定することがあります。
- ③ 停電及び施設改善工事等やむを得ない事情により通信が停止する場合があります。